養護老人ホーム 吉田寿康園













養護老人ホームとは?

措置入所で各市町村からの許可が必要。65歳以上で自立~要介護認定者で共同生活可能であれば入居可能です。生活困窮者のセーフティネット。

☆入所要件について☆

(老人福祉法 抜粋)

- <u>老人福祉法第11条(老人ホームへの入所</u> 等)
- 65歳以上の者であって、環境上の理由及び 経済的理由により居宅において養護を受け ることが困難なものを当該地方公共団体の 設置する養護老人ホームに入所させ、又は 当該市町村以外の物の設置する養護老人 ホームに入所を委託する事。
- ・老人福祉法第20条(養護老人ホーム) 養護老人ホームは、第11条第1項第1号の措置に係る者を入所させ、養護するとともに、 そのものが自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする。

【環境上の理由】

〇同居者との同居の継続が高齢者の心身を著しく害する場合 〇住むところがなかったり、住まいがあっても極めて環境が悪い場合

【経済的な理由】

〇介護の必要な65歳以上の高齢者の世帯が、生活保護法による生活保護を受けている場合

〇本人が属する世帯の市町村民税の所 得割が非課税である場合

〇災害その他の事情により世帯の生活 の状態が困窮している場合

☆申請手続きについて☆

鹿児島市の場合

長寿あんしん課 地域包括ケア推進係

場所:鹿児島市役所本館1階

連絡先:099-216-1186

<入居を少しでも早く望むなら・・>

本人が直接行かないと書類を渡さない場合があります。申請時の提出書類が多く本人・家族のみでは作成が難しいため、なるべく担当のケアマネなどと一緒に行かれることをお勧めしております。必ず当園見学後に申請をお願いしております。

☆申請手続きについて☆

1個別相談

各市町村窓口にて入所要件を満たしているか聞き取りが行われ問題ないと判断されれば場合は入所申請書がもらえます。 ____

- ②入所申請(市町村に違いがあるので確認を)以下の入所申請書類を各市町村窓口に提出。
- · 入所申請書 · 収入申告書 · 主治医診書
- ・住民票謄本 ・戸籍謄本 ・年金証書の写し
- 年金振込通帳の写しなど



③面接調查

入所申請書類の内容について審査され、各市町村担 当者が面接調査を行います。



④入所判定委員会(鹿児島市:2、5、8、11月)

各申請者について養護老人ホームへの入所措置の要 否を関係資料に基づき総合的に判断されます。

判定委員:鹿児島市が選考した委員

※各市町村によって判定会開催時期が違います。

⑤施設側面談



入所依頼書と措置調書が届き入所日の調整。

☆費用について☆ 被措置者徴収金額表

収	入等による階層図	区分	徴収金額(月額)
生	活保護法による被	0円	
1	0円から	270,000円まで	0円
2	270,001円から	280,000円まで	1,000円
3	280,001円から	300,000円まで	1,800円
4	300,001円から	320,000円まで	3,400由
5	320,001円から	340,000円まで	4,700円
6	340,001円から	360,000円まで	5,800円
7	360,001円から	380,000円まで	7,500円
8	380,001円から	400,000円まで	9,100円
9	400,001円から	420,000円まで	10,800円
10	420,001円から	440,000円まで	12,500円
11	440,001円から	460,000円まで	14,100円
12	460,001円から	480,000円まで	15,800円
13	480,001円から	500,000円まで	17,500円
14	500,001円から	520,000円まで	19,100円
15	520,001円から	540,000円まで	20,800円
16	540,001円から	560,000円まで	22,500円
17	560,001円から	580,000円まで	24,100円
18	580,001円から	600,000円まで	25,800円
19	600,001円から	640,000円まで	27,500円
20	640,001円から	680,000円まで	30,800円
21	680,001円から	720,000円まで	34,100円
22	720,001円から	760,000円まで	37,50 <mark>0円</mark>
23	760,001円から	800,000円まで	39,800円
24	800,001円から	840,000円まで	41,8 <mark>00円</mark>

☆費用について☆ 被措置者徴収金額表

収	入等による階層区を	7	徴収金額(月額)		
25	840,001円から	880,000円まで	43,800円		
26	880,001円から	920,000円まで	45,800 <mark>円</mark>		
27	920,001円から	960,000円まで	47,800円		
28	960,001円から	1,000,000円まで	49,800 <mark>円</mark>		
29	1,000,001円から	1,040,000円まで	51,800円		
30	1,040,001円から	1,080,000円まで	54,400円		
31	1,080,001円から	1,120,000円まで	57,100円		
32	1,120,001円から	1,160,000円まで	59,800円		
33	1,160,001円から	1,200,000円まで	62,400円		
34	1,200,001円から	1,260,000円まで	65,100円		
35	1,260,001円から	1,320,000円まで	69,100円		
36	1,320,001円から	1,380,000円まで	73,100円		
37	1,380,001円から	1,440,000円まで	77,100円		
38	1,440,001円から	1,500,000円まで	81,100円		
39	1,500,001円以上	81,100円+	((1,500,000円		
	を超える額×0.9)÷12)				
	(100円未満の端数は切り捨て。)				

備考

- 1 この表における「対象収入額」とは、前年の収入額から租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除後の額。
- 2 月途中で入所又は退所したその月分の徴収金額は、日割計算による。
- 3 この表における「収入」、「必要経費」及び「支弁した 費用の額」は、厚生労働省の示すところによる。

※令和4年1月1日現在。吉田寿康園(60名)

階層 1~10:14名(階層 1が9名) 階層11~20:13名 階層21~30:24名(階層22が5名) 階層31~39:9名

☆費用について☆ 扶養義務者徴収金額表

収	入等による阝	皆層区分		徴収金額(月額)
Α	生活保護法	による被保護者	0円	
В	A階層を除る	き当該年度分の市町	0中	
C1	A階層及びB階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税の者であっ	均等割の額のみ	の者	4,500円
C2	てその市町村 民税の額の区 分が次の区分 に該当する者	6,600円		
D1		30,000円以下		9,000円
D2		3,960,001円から	5,030,005円まで	166,595円
D3		5,030,001円から	6,270,005円まで	191,195円
D4		3,960,001円から	5,030,004円まで	166,596円
D5		5,030,001円から	6,270,004円まで	191,196円
D6	A階層及びB階 層を除き、前	3,960,001円から	5,030,003円まで	166,597円
D7	年分の所得税	5,030,001円から	6,270,003円まで	191,197円
D8	課税の者で			166,598円
D9	あってその所	1,650,001円から	2,260,000円まで	102,900円
D10	得税の額の区 分が次の区分	2,260,001円から	3,000,000円まで	122,500円
D11	に該当する者	3,000,001円から	3,960,000円まで	143,800円
D12		3,960,001円から	5,030,000円まで	166,600円
D13		5,030,001円から	6,270,000円まで	191,200円
				その月における
D14		6,270,001円以上		その被措置者に
				ついて支弁した

※扶養義務者とは配偶者や子供等のことです。

申込時点で同居していた場合に扶養義務者は退所するまで上記金額 徴収されます。ただし、上記の表に基づき年1回判定会が行われ、 徴収金額の変更される場合があります。

令和4年1月1日現在。2名扶養義務者徴収あり)

☆介護サービスの支弁について☆

介護保険サービスを利用した場合は、次の表に掲げる費用徴収階層ごと に利用者負担の一部が支弁(金銭の返還)されます。

費用徴収階層	支弁割合	費用徴収階層	支弁割合
1	100%	30	65%
2~22	99%	31	64%
23	95%	32	63%
24	91%	33	62%
25	86%	34	57%
26	81%	35	54%
27	76%	36	51%
28	71%	37	48%
29	66%	38	45%

費用徴収階層が39階層の者は支弁されません。

- 例① 階層20。介護サービス(1か月。保険対象分)4,565円負担。 上記表<u>支弁割合99%</u> 4,565円×99%=4,519円(端数切捨て) 4,519円支弁され 4,565円-4,519円=<u>46円(実質負担額)</u>
- 例② 階層26。介護サービス(1か月。保険対象分)12,881円負担。 上記表<u>支弁割合81%</u> 12,881円×81%=10,433円(端数切捨て) 10,433円支弁され12,881円-10,433円=<u>2,448円(実質負担額)</u>
- 例③ 階層1。介護サービス(1か月。保険対象分)26,450円負担。 上記表<u>支弁割合100%</u> 26,450円×100%=26,450円 26,450円支弁され26,450円-26,450円=<u>0円(実質負担額)</u>



生活保護を受給してるのですが入居は可能でしょうか。

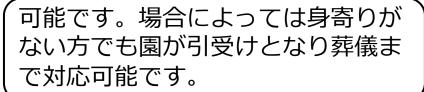


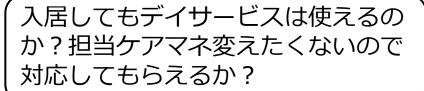
可能です。担当の方と調整して対応させていただきます。





身寄りがいない独り身ですが入居は 可能でしょうか?







介護サービスは自由に使えますし 支弁割合に応じて本人負担額も支 弁されます。担当ケアマネは変え る必要ありません。ただし、変更 を希望される場合にはこちらで相 談対応可能です。



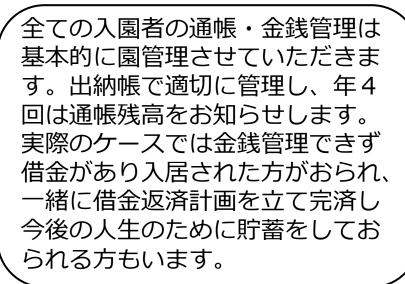


持病があり薬を飲んでいますが入居 できますか?

当園嘱託医による訪問診療が受けられて薬の配達や他科受診可能。看護師が常駐しており必要であれば訪問看護での24時間対応も可能です。



金銭面は管理してもらえますか?



ーお問い合わせー

養護老人ホーム 吉田寿康園

鹿児島市本名町2218番地

電話:099-800-9295

FAX: 099-800-9296

担当:生活相談員 中村





